八王子市町会等事務交付金の交付等に関する取扱基準

第1　申請に関する取扱基準

1　交付対象事業期間を1年度（4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで）とする場合

⑴　申請書の受付期間は、5 月 1 日から 6 月 30 日までとする。ただし、受付期間中に提出できない正当な理由があれば、この限りでない。

⑵　申請様式は、八王子市町会等事務交付金交付要綱（以下、「要綱」という）第 7 条に規定する第 1 号様式とする。

2　交付対象事業期間が1年度に満たない場合

⑴　年度内に町会等を設立し、市に「町会・自治会等設立届」（以下、「設立届」という）を提出した場合には、申請書の受付は事業開始日までとする。ただし、事業開始日までに提出できない正当な理由があれば、この限りでない。

⑵　過年度に町会等を設立し、年度内に市に設立届を提出して町会等団体の登録をした場合には、申請書の受付は、設立届届出日の属する月の翌月末までとする。ただし、設立届届出月の翌月末までに提出できない正当な理由があれば、この限りでない。

⑶　申請様式は、要綱第 7 条に規定する第 2 号様式とする。

第2　交付に関する取扱基準

1　交付日に関する取扱基準

6 月 30 日までに申請した場合には、9 月 1 日から同月 30 日までの間に交付する。

7 月 1 日から翌 2 月 28 日（29 日）までに申請した場合には、9 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に交付する。

2　交付額の算定に関する基準

（1）　要綱第 5 条の基準日は、5 月 1 日とする。ただし、年度内に設立届を提出した町会等団体の申請における基準日は、設立届の届出日とする。

（2）　年度内に設立届を提出し、町会等団体の登録をした場合、均等割額及び世帯割額を算定するときは、設立届届出日の属する月の翌月からの月割とする。ただし、10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（3） 市に登録のある町会等の区域から、分離等により完全に独立し団体登録をした町会等が申請する場合、独立前に属していた既存団体に同年度内に事務交付金を交付済のときは、交付額を控除して算定する。

（4） 市に登録のある町会等（広域団体）と区域及び構成員の一部が重複する団体（広域団体の区域内に形成された団体）の場合、広域の町会等団体と交付が重複するため、事務交付金は交付しない。

3 交付金の返還

（1） 年度内に町会等が休止・解散し、市に「町会・自治会等休止届」または「町会・自治会等廃止届」の提出があった場合、均等割額及び世帯割額ともに、各届の届出日の属する月の翌月から月割で算定した額を返還しなければならない。ただし、10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（2） 町会等が近隣の町会等に合併する場合、または、複数の町会等が解散し、新たな町会等を設立する場合、町会等活動が継続するため、返還を要しない。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年（2026 年）2 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。